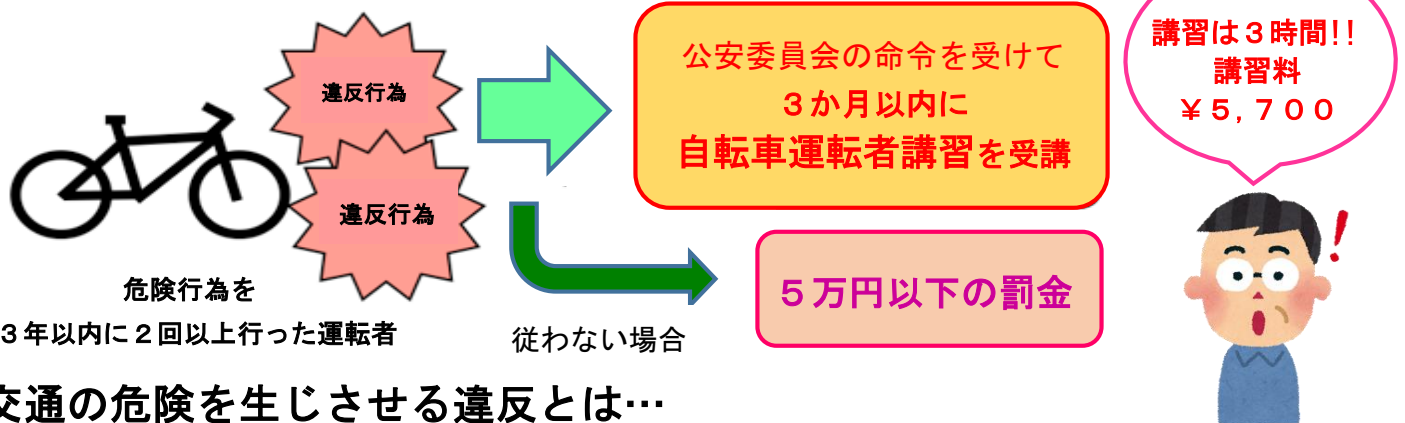


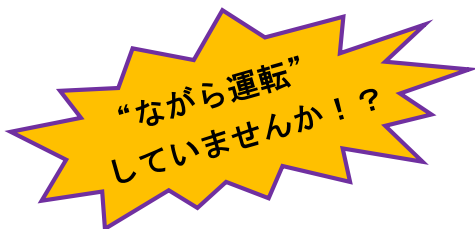
## 違反を繰り返す自転車運転者に 「安全講習」が義務づけられます！ 【14歳以上が対象】

平成25年6月に公布された改正道路交通法の一部が、27年6月1日より施行されました。交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車運転者は、講習を受けることとなります。3年以内に2回以上違反を繰り返す14歳以上の自転車利用者が対象となり、受講しないと**罰金刑**が適用されます。



### 交通の危険を生じさせる違反とは…

1 信号無視	6 遮断踏切立入り	11 歩道通行時の通行方法違反
2 通行禁止違反	7 交差点安全進行義務違反等	12 ブレーキ不良自転車運転
3 歩行者用道路徐行違反	8 交差点優先車妨害等	13 酒酔い運転
4 通行区分違反	9 環状交差点の安全進行義務違反	14 安全運転義務違反
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	10 指定場所一時不停止等	



全部で14項目も!! 家族みんなで気を付けよう。安全運転第一!!



この他にも、講習の対象とはなりませんが『携帯電話を操作しながら』『傘を差しながら』『イヤホンで音楽を聴きながら』といった、“ながら運転”も違反です。片手運転になるほか前方不注意を招き、交通事故を起こす可能性が高まります。

**自分だけでなく周囲の人にも危険が及んでしまう行為は、ゼッタイにやめましょう!!**